

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	3	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	4,714,648 (千円)	全体事業費	4,926,248 (千円)		
事業概要					
■水産業共同利用施設復興整備事業 東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。 ▽事業量 水産業共同利用施設の整備 松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所 A=6,827 m² , 原釜共同集配施設 A=1,125 m² 原釜海水浄化施設 A=77.9 m² , 原釜漁具倉庫施設 A=10,500 m² A=1,750 m² 松川浦漁港松川浦地区 : 漁船漁具保全施設 , 水産物加工・直売施設 A=287.67 m² 松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理, 漁具倉庫施設 水産物加工流通施設整備事業 敷地面積 A=16,500 m² 建物面積 A=4,165.3 m² ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 4 項 漁業基盤整備 (P34)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所、原釜共同集配施設、原釜海水浄化施設、原釜漁具倉庫施設 ②松川浦漁港磯部地区 : 水産物加工流通施設 <平成 25 年度> ①松川浦漁港松川浦地区 : 水産物加工・直売施設、漁船漁具保全施設 <平成 26 年度> ①松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理、漁具倉庫施設					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000ha を超える面積は津波により被害を受け、市沿岸部にある漁港内でも、ほとんどの施設が流出、全壊の被害を受けており、残った施設についても、柱のみとなるなど施設として機能しない状況となっている。 また、水産業に欠かせない漁船についても、津波の被害によりほとんどが流出、大破し、現在は津波を避けるため沿岸に避難した船だけとなっている。 沿岸部に住む多くの方は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫など、すべてのものを失っており、将来の見通しが立っていない状況である。 さらに追い打ちをかけるように、漁の自粛が決定され、解除の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。 市の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことを危惧しており、早期に支援策を講じる必要があると考えている。 しかしながら、相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがなく、収入がない状況であり、かつこれまでの復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することはできないため、市が水産業基盤整備を実施し、いち早い再開を支援するために本事業を実施することとした。 事業実施については、新たな土地利用方針にもとづき、水産業を集積させることを考えているが、使用できる面積が限られているため、共同で利用できる施設とし、有効活用を図りたい。					
関連する災害復旧事業の概要					
松川浦漁港では、県事業として漁港施設 (護岸、船曳き場) 復旧事業を実施、また、漁港背後地 (道路含む) についても、地盤沈下が著しいため、地盤嵩上げを実施予定。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	5	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 86 号線)	事業番号	D-1-1
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	80,500(千円)	全体事業費	100,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 86 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市尾浜地区 事業内容：東部 86 号線 L=600m W=6m C= 100,000 千円(原釜北谷地地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	6	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 113 号線)	事業番号	D-1-2
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	34,500(千円)	全体事業費	41,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 113 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市尾浜地区 事業内容: 東部 113 号線 L=200m W=6m C= 41,000 千円(尾浜高塚地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	7	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 116 号線)	事業番号	D-1-3
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	34,500(千円)	全体事業費	41,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 116 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市尾浜地区 事業内容：東部 116 号線 L=200m W=6m C= 41,000 千円(尾浜南ノ入地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	8	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：法定外道路)	事業番号	D-1-4
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	76,000(千円)		全体事業費	89,000(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：法定外道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市尾浜地区 事業内容：法定外道路 L=400m W=6m C= 89,000 千円(尾浜平前地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	9	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 123 号線)	事業番号	D-1-5
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	91,000(千円)	全体事業費	120,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 123 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市原釜地区 事業内容：東部 123 号線 L=650m W=6m C=120,000 千円(原釜戸崎地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	10	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：日下石石上線)	事業番号	D-1-6
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	537,000(千円)		全体事業費	751,000(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：日下石石上線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市岩子地区 事業内容：日下石石上線 L=2,600m W=7m 橋梁 1 基 C=751,000 千円(岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	11	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 327 号線)	事業番号	D-1-7
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	114,000(千円)	全体事業費	140,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 327 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市岩子地区 事業内容：東部 327 号線 L= 800m W=6m C=140,000 千円(岩子字坂脇から岩子字宝迫地区への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	12	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 339 号線)	事業番号	D-1-8
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	9,250(千円)		全体事業費	11,000(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：東部 339 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市岩子地区 事業内容：東部 339 号線 L= 50m W=6m C= 11,000 千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	13	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 338 号線)	事業番号	D-1-9
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	33,750(千円)		全体事業費	42,000(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 338 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市岩子地区 事業内容: 東部 338 号線 L= 250m W=6m C= 42,000 千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 471 号線)	事業番号	D-1-10
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	251,000(千円)	全体事業費	312,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 471 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市柏崎地区 事業内容: 東部 471 号線 L=1,400m W=6m 橋梁 1 基 C=312,000 千円(柏崎中台地区から日下石鳥喰地区への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	19	事業名	災害公営住宅整備事業（細田地区）	事業番号	D - 4 - 5
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市
総交付対象事業費		1, 009, 700（千円）	全体事業費		1, 009, 700（千円）
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（細田地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 細田地区 災害公営住宅戸建 65 棟、共助住宅 1 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20) 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> <平成 25 年度> 細田地区災害公営住宅建設工事（共同住宅）1 棟 1 2 世帯 （戸建住宅）6 5 戸					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3, 800 人（1, 400 世帯）が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1, 500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	20	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)	市	
総交付対象事業費		65,163 (千円)	全体事業費	369,479 (千円)	
事業概要					
■災害公営住宅家賃低廉化事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 対象戸数：馬場野地区等 80 戸 <平成 25 年度> 対象戸数：馬場野地区等 157 戸 <平成 26 年度> 対象戸数：馬場野地区等 457 戸 <平成 27 年度> 対象戸数：馬場野地区等 518 戸					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。 なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	21	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)	市	
総交付対象事業費		29,534 (千円)	全体事業費	186,976 (千円)	
事業概要					
■東日本大震災特別家賃低減事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 対象戸数：馬場野地区等 80 戸 <平成 25 年度> 対象戸数：馬場野地区等 157 戸 <平成 26 年度> 対象戸数：馬場野地区等 457 戸 <平成 27 年度> 対象戸数：馬場野地区等 518 戸					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。 なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	24	事業名	防災集団移転促進事業（細田地区）	事業番号	D-23-1
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	1,257,087（千円）	全体事業費	1,465,749（千円）		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字細田地内外 移転想定世帯数…65 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 5.4ha（災害危険区域） ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理（P26） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備（P31）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 25 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 26 年度～平成 27 年度> ①移転促進地域買収 ②住宅建設等利子助成、移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	25	事業名	防災集団移転促進事業（刈敷田地区）	事業番号	D-23-2
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	3,462,271（千円）	全体事業費	4,071,045（千円）		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市新沼字刈敷田地内外 移転想定世帯数…142 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 15.4ha（災害危険区域） ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理（P26） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備（P31）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 25 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 26 年度～平成 27 年度> ①移転促進地域買収 ②住宅建設等利子助成、移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	26	事業名	防災集団移転促進事業（荒田地区）	事業番号	D-23-3
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	3,725,911（千円）	全体事業費	3,834,755（千円）		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市原釜字荒田地内外 移転想定世帯数…110 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 24.6ha（災害危険区域） ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理（P26） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備（P31）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 25 年度～平成 26 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 27 年度> ①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成、移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	27	事業名	防災集団移転促進事業（鷲山地区）	事業番号	D-23-4
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	3,856,655（千円）	全体事業費	4,437,450（千円）		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市磯部字山信田地内外 移転想定世帯数…113 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 34.2ha（災害危険区域） ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理（P26） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備（P31）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 25 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 26 年度～平成 27 年度> ①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成、移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	29	事業名	防災集団移転促進事業（南ノ入地区）	事業番号	D-23-6
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	1,835,313（千円）	全体事業費	2,137,892（千円）		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字南ノ入地内外 移転想定世帯数…73 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 12.3ha（災害危険区域） ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理（P26） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備（P31）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 25 年度～平成 26 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 27 年度> ①移転促進地域買収 ②住宅建設等利子助成、移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	30	事業名	防災集団移転促進事業（高塚地区）	事業番号	D－2 3－7
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市(直接)		
総交付対象事業費	961,603（千円）	全体事業費	1,994,734（千円）		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字高塚地内外 移転想定世帯数…60 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 8.2ha（災害危険区域） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理(P26) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 25 年度～平成 27 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	31	事業名	防災集団移転促進事業（磯部中西地区）	事業番号	D-23-8
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	878,240（千円）	全体事業費	991,019（千円）		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市磯部字狐穴字地内 移転想定世帯数…21 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 1.5ha（災害危険区域） ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理（P26） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備（P31）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 25 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買収 ④住宅建設等利子助成、移転費用助成 <平成 26 年度～平成 27 年度> ①移転促進地域買収 ②住宅建設等利子助成、移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	32	事業名	防災集団移転促進事業（事業計画策定）	事業番号	D - 2 3 - 9
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		840,350（千円）	全体事業費		840,350（千円）
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 事業計画策定 住民意向調査 用地取得価格検討（不動産鑑定） 用地測量 移転促進地域事業計画策定 ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第2章-第2節-第2項 被災地整理（P26） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備（P31）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①事業計画策定 ②住民意向調査 ③用地取得価格検討（不動産鑑定） ④用地測量 ⑤移転促進地域事業計画策定 <平成 25 年度～平成 27 年度> ①住民意向調査 ②移転促進地域事業計画策定					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)
相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	34	事業名	震災後における代替輸送確保支援モデル事業	事業番号	D-1-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費		90,405 (千円)	全体事業費	136,920 (千円)	
事業概要					
■震災後における代替輸送確保支援モデル事業 ▼必要性 東北地方太平洋沖地震による被害及び原発事故の影響により、国道 6 号線や常磐自動車道が通行不可能であり、輸出入貨物を首都圏へ輸送する際の大きな障壁となっている。 そのため、震災後に生産活動を再開した相双地方の企業は、首都圏への貨物輸送に当たり、時間・コストの両面から非効率な輸送を強いられている。 震災後における企業の生産活動の円滑な復旧・復興は、地域の経済や雇用を支えることになるため、効率的な代替輸送手段の確保と公的支援が一定期間必要であり、平成 23 年 12 月に再開した相馬港内航フィーダーコンテナ航路は、首都圏と相馬地方をつなぐ最も効率的な代替輸送手段になり得る。 また、海上輸送へのモーダルシフトは、二酸化炭素等の排出抑制効果もあり、環境負荷軽減が期待できる。 以上を踏まえ、県内はもとより、南東北の物流拠点港湾である相馬港のコンテナ物流機能を震災後の代替輸送手段としたモデル事業を本市事業として実施する。 実施に当たっては、コンテナ航路を利用する不特定多数の企業(荷主)に対し、利用上の問題点や改善点を把握する利用実態のモニタリング調査及び定額補助による輸送費助成を行い、ポートセールス等による利用拡大も合わせて行う。 なお、本事業で行う助成は、震災後の代替輸送手段への転換を促進するために利用企業の輸送費支援を一定期間実施する極めて限定的なものであり、他港の類似する従来の助成制度※とは目的が異なる。 (※商業ベースで航路維持が可能な利用量を既に確保している港が、更なる貨物量の拡大を図るために行う助成。) 委託先は、相馬港の利用促進に努め、利用拡大による地域経済の振興を図ることを目的に設立され、事業実績がある(社)相馬港湾施設建設促進協議会とするが、事業実施のための最小限の定額補助方式で実施する。 事業期間は、コンテナ航路サービスの認知及び利用量の確保・増加により、公的支援から自立し商業ベースでの航路維持が可能となることから、3 箇年(H24~26)を計画する。 ・本事業の実施は、本市のみならず、相双地方をはじめとする県内企業の生産活動の回復を支えるとともに、事業化された東北中央自動車道の整備進展に合わせた県北地域の企業の利用拡大が確実視され、被災地の復興への多大な貢献となることが期待される。 ▽事業量 ①震災後における代替輸送モデル事業 利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 7 項 相馬港の整備(P39)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①震災後における代替輸送モデル事業：利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報 <平成 25~26 年度> ①震災後における代替輸送モデル事業：利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報					
東日本大震災の被害との関係					
代替輸送手段のモデルである相馬港内航フィーダーコンテナ航路は、相馬港~京浜港を経由し、海外と結ぶ海上輸送ルートであり、平成 21 年 4 月に開設され、潜在需要を掘り起こしつつ利用する荷主(東南アジア向け金属機械工業品等)が徐々に増加する傾向にあったが、東日本大震災により相馬港は甚大な被害を受け平成 23 年 12 月まで航路は休止となった。 相双地方のコンテナ利用企業は、震災後の代替輸送ルートとして、福島~相馬間を結ぶ国道 115 線の利用は複数の狭隘箇所や先導車が必要である等困難であり、海上輸送では近隣の仙台塩釜港(仙台区)では背後圏企業の震災復旧後のコンテナ取扱貨物の増加により、飽和状態となっていることから、やむを得ず国道 6 号を岩沼市まで北上後、国道 4 号で首都圏へ向かうルートを利用しており、被災地企業の生産活動の安定的な回復(復旧・復興)に大きな影響を及ぼしている。 (企業ヒアリングによる) この間、福島県は港湾施設の応急復旧、相馬市では公益財団法人ヤマト福祉財団の支援を受け荷役機械をリース整備し、平成 23 年 12 月にコンテナ航路の再開を迎えたが、大震災によりゼロリセットからのスタートとなっていること、原発事故の風評被害がある等、震災前に比べコンテナ取扱貨物量が順調に回復していない状況。					
関連する災害復旧事業の概要					
相馬港は、応急復旧事業を実施中(※公共岸壁 13 の内、現在応急復旧により 4 岸壁が使用可能。コンテナ荷役クレーンが海中に倒壊する等)。また、コンテナ荷役に必要なクレーン、リーチスタッカーについては、ヤマト福祉財団の支援により仮設で運用中。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-1-1
事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部 86 号線)
交付団体	市
基幹事業との関連性	
基幹事業を実施する地域は、港湾区域に隣接しており、被災地と市街地はもとより周辺地域と相互に接続する安定的に行うことができる道路の機能に追加して、整備企業の生産活動を支える物流機能の維持及び利用拡大を合わせて実施することは、区域の再編時における施設機能に加え、利便性の高い港湾物流機能も併せ持つ相乗効果から、道路としてのポテンシャルが高まり整備効果の促進につながるものと考え。	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	35	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-11
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	62,000(千円)	全体事業費	75,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市新沼地区 事業内容:市道・法定外道路 L=400m W=6m C=75,000 千円(新沼大森地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	36	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-12
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	43,000(千円)	全体事業費	51,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:市道・法定外道路 L=250m W=6m C= 51,000 千円(岩子字宝迫地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 328 号線）		事業番号	D-1-13
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		331,000（千円）	全体事業費		379,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 328 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市岩子地区 事業内容：市道・東部 328 号線 L=1,500m W=6m 橋梁 1 基 C=379,000 千円（岩子字小迫地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 320 号線）		事業番号	D-1-14
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		31,500（千円）	全体事業費		39,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 320 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市南飯渕地区 事業内容：市道・東部 320 号線 L= 230m W=6m C= 39,000 千円（南飯渕字北木関無地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 519 号線）		事業番号	D-1-15
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		60,000（千円）	全体事業費		60,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 519 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 519 号線 L=320m W=6m C=60,000 千円（磯部字迎地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	40	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 520 号線）		事業番号	D-1-16
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		25,000（千円）	全体事業費		25,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 520 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 520 号線 L=120m W=6m C=25,000 千円（磯部字狐字地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線）		事業番号	D-1-17
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		183,000（千円）	全体事業費		245,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 521 号線 L=1,400m W=6m C=245,000 千円（磯部字迎地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	42	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-18
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	287,000(千円)	全体事業費	375,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市磯部地区 事業内容:市道・法定外道路 L=2,000m W=6m C=375,000 千円(磯部字狐字地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：金草線）	事業番号	D-1-19
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	279,000（千円）	全体事業費	370,000（千円）		
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：金草線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・金草線 L=2,100m W=6m C=370,000 千円（磯部字信成地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 491 号線）		事業番号	D-1-20
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		64,000（千円）	全体事業費		86,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 491 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 491 号線 L= 470m W=6m C= 86,000 千円（磯部字大浜地区から磯部字迎地区への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。						
関連する災害復旧事業の概要						
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 501 号線）	事業番号	D-1-21
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	27,000（千円）		全体事業費	35,000（千円）	
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 501 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 501 号線 L= 180m W=6m C= 35,000 千円（磯部字大浜地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	46	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）	事業番号	D－1－2 2
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	112,000（千円）	全体事業費	148,000（千円）		
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市蒲庭地区 事業内容：市道・鹿島前迫線 L=800m W=6m C=148,000 千円（蒲庭字前迫地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	47	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）	事業番号	D－1－2 3
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	194,000（千円）	全体事業費	233,000（千円）		
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市蒲庭地区 事業内容：市道・鹿島前迫線 L=900m W=6m C=233,000 千円（蒲庭字瀬庭地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	48	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(県道:相馬亘理線)	事業番号	D-1-24
交付団体	県		事業実施主体(直接/間接)	県(直接)	
総交付対象事業費	730,000(千円)		全体事業費	850,000(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(県道:相馬亘理線) 本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた原釜・尾浜地区の産業・観光等の再生を図る面的整備と一体的な整備により、早期の復興を支援する道路整備である。 現道部は原釜・尾浜地区の災害危険区域の指定エリアであり、防災集団移転が計画されているため、跡地を市が新たに産業系土地利用エリア及び商工交流施設等の観光施設を再配置する計画としている。 そのため、現道での復旧は不可能となることから、市の復興計画と整合をとり、新ルートにて付け替えを行うものである。 構造的は原釜地区の相馬中核工業団地から松川浦観光の拠点である尾浜地区までを結ぶルートで整備を行うものである。 ▽事業量 実施場所:相馬市原釜・尾浜地区 事業内容:県道・相馬亘理線 L=約 2,000m W=6.0(10.0)m C=850,000 千円 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた原釜・尾浜地区の産業・観光等の再生を図る面的整備と一体的な整備により、早期の復興を支援する原釜地区の相馬中核工業団地から松川浦観光の拠点である尾浜地区までを結ぶルートで整備を行うもの。 ①県道整備のための調査設計測量 <平成 25 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた原釜・尾浜地区の産業・観光等の再生を図る面的整備と一体的な整備により、早期の復興を支援する原釜地区の相馬中核工業団地から松川浦観光の拠点である尾浜地区までを結ぶルートで整備を行うもの。 ①県道整備のための用地買収、工事					
東日本大震災の被害との関係					
現道の相馬亘理線は、原釜尾浜地区の沿岸集落間を結ぶ生活道路であったが、津波被害により集落の痕跡は跡形もなく、すべて流出し甚大な被害となった。 そのため災害危険区域指定エリアとし、防災集団移転事業により高台移転を計画しており、防集跡地に産業系・観光系施設等の再配置を一体的に計画しているエリア内の道路整備である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防及び港湾部について災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	(なし)
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線）		事業番号	D-1-25
交付団体		県	事業実施主体（直接/間接）		県（直接）	
総交付対象事業費		557,500（千円）	全体事業費		650,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線） 本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を経由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートである。 構造的には①梅川橋～大正橋間②大正橋～新館野橋間③県道磯部日下石線～矢野目地区の山際間の 3 箇所について地盤沈下した道路縦断を被災前の高さまで復旧し、円滑な交通を確保するとともに、内陸部の集落への浸水被害を軽減する効果があるため「二線堤」として、市道（東部 4 7 1 号線）と一体的に整備するものである。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：県道・原町海老相馬線 L=約 2,500m W=6.0(10.0)m C=650,000 千円 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
＜平成 24 年度＞ 津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を経由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートを整備する。 ①県道整備のための調査設計測量 ＜平成 25 年度＞ 津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を経由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートを整備する。 ①県道整備のための用地買収、工事						
東日本大震災の被害との関係						
現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流失し、磯部地区は全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。しかし、内陸部の集落には被災はしたものの現地再建することとしており、津波被害の軽減を図る施設整備が求められており、シミュレーション等の結果、盛土構造となる県道及び市道（東部 4 7 1 号線）が「二線堤」の役割を担うこととなることから、地元でも早期整備が望まれている。						
関連する災害復旧事業の概要						
現道整備であるため、災害復旧事業で実施する区間と本事業で整備する区間を区分して計上している。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	(なし)
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	50	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線）		事業番号	D-1-26
交付団体		県	事業実施主体（直接/間接）		県（直接）	
総交付対象事業費		520,000（千円）	全体事業費		560,000（千円）	
事業概要						
■道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線） 本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うものである。 南相馬市側の計画である北海老地区の防災集団移転事業跡地に農林水産省事業である海岸防災林が計画されており、現道の移設が必要となるため、西側に新ルートで整備する計画である。 現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、沿岸部に海岸防災林（農林水産省事業）が計画され、現形復旧が不可能となることより、隣接するほ場整備エリア内に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。 また、南相馬市と相馬市間を結ぶ相馬市道（鹿島前迫線）と連携し「二線堤」として整備することにより、内陸部の集落の浸水被害を減少させる効果も有している。 現在、ほ場整備事業との事業調整中であり、本年より測量及び調査・設計に着手したいと考えている。 ▽事業量 実施場所：相馬市蒲庭地区 事業内容：県道・原町海老相馬線 L=約 1,000m W=6.0(10.0)m C=560,000 千円 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの ①県道整備のための調査設計測量 <平成 25 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの ①県道整備のための用地買収、工事						
東日本大震災の被害との関係						
現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、南相馬市側の北海老地区沿岸部はすべて津波で流失したが、相馬側の立切北地区は、幸い集落全壊を免れた。 そのため、南相馬市と相馬市を結ぶ本線は、ほ場整備事業での新ルートを立切北地区とのアクセスを考慮しながら、地盤沈下の影響の少ない現道の西側へ変更し、相馬市の高台へ至る新ルートで整備する。また、南相馬市と相馬市間を結ぶ相馬市道（鹿島前迫線）と本路線の整備を一体的に行い津波を減衰する計画としている。						
関連する災害復旧事業の概要						
被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名		(なし)				
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	51	事業名	継続的な被災者支援体制の確立事業	事業番号	D-4-2-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	190,834 (千円)	全体事業費	266,990 (千円)		
事業概要					
■継続的な被災者支援体制の確立事業 東日本大震災により生活環境が大きく変わった市民が多いことから、きめ細かな保健指導・相談等、被災者の健康を維持する事業 ▽事業量 ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の導入と運用 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理システムの導入 ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 1 項 応急仮設住宅での生活支援 (P3) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 2 項 医療、介護、健康管理 (P6) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 3 項 放射能対策 (P7)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の導入 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理システムの導入 <平成 25 年度～平成 27 年度> ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の運用 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、被災者は居住場所 (応急仮設住宅等) や生活サイクルが大きく変わり、身体及び心に大きな負担 (ストレス) がかかっている。その結果、健康状態の悪化 (生活習慣病 ※糖尿病等) が心配されている。 これらを解消するためには、被災者の不安の解消や健康管理を適切に行う必要があるため、必要な機器の導入、定期的な健康相談や食生活に関する問題 (栄養バランスの乱れや慢性疾患の重症化) の解消を促す事業を実施するもの。 これら住民に対する健康チェック等で得た情報については、データベース等で適正に管理するために、システムの構築し、統合的な管理を実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-4-2				
事業名	災害公営住宅整備事業 (馬場野団地)				
交付団体	市				
基幹事業との関連性					
対象となる被災者は、現在応急仮設住宅に入居しており、現在事業が進んでいる災害公営住宅に移転していくものであるため、継続的な支援体制が必要である。					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	52	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)	事業番号	D-13-1
交付団体	市		事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)	
総交付対象事業費	1,344,060 (千円)		全体事業費	2,695,980 (千円)	
事業概要					
■住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業) 今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。 ▽事業量 ①移転想定世帯数：343 世帯 (H24 年 7 月意向調査集計結果に基づき変更) ②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助 ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。 ①移転想定世帯数：343 世帯のうち、移転を行ったものに順次補助 ②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助 <平成 25 年度> 今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。 ①移転想定世帯数：343 世帯のうち、移転を行ったものに順次補助 ②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けている。 特に、建物が流出し、多くの犠牲者を出した地域においては、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」を指定している。 今後、災害の未然防止を図るため、当該災害危険区域や津波、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	学校施設整備事業費国庫負担事業 (相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業)		事業番号	A-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市	
総交付対象事業費		31,380 (千円)	全体事業費		31,380 (千円)	
事業概要						
■相馬市立磯部小学校屋内運動場改築事業 東日本大震災により被災し、また構造上危険な状態となっている相馬市立磯部小学校の屋内運動場を改築し、現在学校教育に支障が生じている環境の改善を図る。あわせて避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全を確保するために学校施設整備事業費国庫負担事業を実施する。 ▽事業量 磯部小学校屋内運動場の整備 建築面積 A＝約 700 m² 旧屋内運動場の解体工事 建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事・杭事業工事 工事監理業務委託 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備(P45)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 旧屋内運動場解体工事 実施設計 地質調査 屋内運動場建築工事 工事監理 <平成 25 年度> 屋内運動場建築工事 ※継続 工事監理 ※継続						
東日本大震災の被害との関係						
当該施設の相馬市立磯部小学校屋内運動場は、築 49 年が経過してはいたものの、木造建築ということもあり、耐力は確保されていた。 しかしながら、東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた。 当該施設については、同学校周辺には代替えとなる地区体育館がなく、屋内体育授業や各種行事などに支障が出ているため、市としては早急に改築を実施したいと考えているが、災害復旧事業が適用されないため、文部科学省補助事業を活用して事業を進めるべきではあるが、当該補助を活用すると平成 25 年度以降の着手となってしまう、長期間での授業等への影響を考えると、市単独での事業を行わざるを得ない状況である。						
関連する災害復旧事業の概要						
東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。まら、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 工事を実施し、外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しい劣化を確認され、外壁が撤去された状態では、耐力が確保されていないことや災害復旧事業で改修したとしても安全が確保できる状況ではないことが確認された。 5 月 7 日、県の担当者に確認したところ、災害として決定した部分以外は災害による損傷と見受けられないので、災害復旧事業は認められないとの回答があった。 また、文部科学省補助事業は該当すると思われるが、平成 24 年度予算での採択は困難であるとの回答があった。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	学校施設環境改善事業 (相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業)		事業番号	A-2-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市	
総交付対象事業費		177,822 (千円)	全体事業費		177,822 (千円)	
事業概要						
■相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業 東日本大震災により被災し、また構造上危険な状態となっている相馬市立磯部小学校の屋内運動場を改築し、現在学校教育に支障が生じている環境の改善を図る。あわせて避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全を確保するために学校施設環境改善事業を実施する。 ▽事業量 磯部小学校屋内運動場の改築 建築面積 A＝約 700 m² 旧屋内運動場の解体工事 建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事・杭事業工事 工事監理業務委託 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備(P45)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 旧屋内運動場解体工事 実施設計 地質調査 屋内運動場建築工事 工事監理 <平成 25 年度> 屋内運動場建築工事 ※継続 工事監理 ※継続						
東日本大震災の被害との関係						
当該施設の相馬市立磯部小学校屋内運動場は、築 49 年が経過してはいたものの、木造建築ということもあり、耐力は確保されていた。 しかしながら、東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた。また、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 当該施設については、同学校周辺には代替えとなる地区体育館がなく、屋内体育授業や各種行事などに支障が出ているため、市としては早急に改築を実施したいと考えているが、災害復旧事業が適用されないため、文部科学省補助事業を活用して事業を進めるべきではあるが、当該補助を活用すると平成 25 年度以降の着手となってしまう、長期間での授業等への影響を考えると、市単独での事業を行わざるを得ない状況である。						
関連する災害復旧事業の概要						
東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 工事を実施し、外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しい劣化を確認され、外壁が撤去された状態では、耐力が確保されていないことや災害復旧事業で改修したとしても安全が確保できる状況ではないことが確認された。 5 月 7 日、県の担当者に確認したところ、災害として決定した部分以外は災害による損傷と見受けられないので、災害復旧事業は認められないとの回答があった。 また、文部科学省補助事業は該当すると思われるが、平成 24 年度予算での採択は困難であるとの回答があった。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	60	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百槻和田線)	事業番号	D-1-27
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	209,000(千円)	全体事業費		289,000(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百槻和田線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:市道・百槻和田線 L=1,600m W=7m C=289,000 千円(岩子字宝迫から岩子字坂脇地区への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	61	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部 88 号線)	事業番号	D-1-28
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	57,000(千円)	全体事業費	57,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 88 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市原釜地区 事業内容:市道・東部 88 号線 L=250m W=6m C=57,0000 千円(原釜字大津から原釜字萩平地区への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道の整備(P40) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 避難路の確保(P43)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事 <平成 26 年度> 《事業なし》					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	63	事業名	都市公園事業（原釜・尾浜地区防災緑地）※用地費		事業番号	D-22-2
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）		福島県（直接）	
総交付対象事業費		3,250,000（千円）	全体事業費		3,250,000（千円）	
事業概要						
■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A=14.3ha 【公園種別：緩衝緑地】 原釜・尾浜地区は壊滅的な津波被害を受け、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し防災集団移転促進事業を実施する。 その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地を整備し、今次津波による浸水エリアで家屋流出までは至らず現位置再建を図る住宅への安全度の向上を図る。 また、災害危険区域内の跡地利用として考えられている水産業や観光産業施設の津波被害を減じる効果もある。 構造的には、防潮堤と相馬互理線の間に整備することとし、防潮堤と一体とし、防潮堤の裏へ盛土し丘陵地と樹林の組み合わせで減衰を図る計画としている。 ※「相馬市復興計画 Ver1.2」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画（27ページ）参照 また、原釜・尾浜地区防災緑地は、「相馬市復興整備計画」及び「相馬市地域防災計画」に、10戸以上の市街地を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能（津波の減衰、漂流物の捕捉）を位置づける予定である。						
当面の事業概要						
＜平成 24 年度～平成 25 年度＞						
用地補償						
東日本大震災の被害との関係						
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定（H23/10/31）を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	65	事業名	学校施設環境改善事業（相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業：太陽光発電設備）		事業番号	A-2-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市	
総交付対象事業費		8,316（千円）	全体事業費		8,316（千円）	
事業概要						
■相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業（太陽光発電設備） 東日本大震災により被災し、また構造上危険な状態となっている相馬市立磯部小学校の屋内運動場を改築し、現在学校教育に支障が生じている環境の改善を図る。あわせて避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全を確保するために学校施設環境改善事業を実施する。 ▽事業量 磯部小学校屋内運動場の改築に伴う太陽光発電設備の整備 発電出力 5kwh ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P45)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> <平成 25 年度> 太陽光発電設備の整備						
東日本大震災の被害との関係						
当該施設の相馬市立磯部小学校屋内運動場は、築 49 年が経過してはいたものの、木造建築ということもあり、耐力は確保されていた。 しかしながら、東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた。 当該施設については、同学校周辺には代替えとなる地区体育館がなく、屋内体育授業や各種行事などに支障が出ているため、市としては早急に改築を実施したいと考えているが、災害復旧事業が適用されないため、文部科学省補助事業を活用して事業を進めるべきではあるが、当該補助を活用すると平成 25 年度以降の着手となってしまう、長期間での授業等への影響を考えると、市単独での事業を行わざるを得ない状況である。						
関連する災害復旧事業の概要						
東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 工事を実施し、外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しい劣化を確認され、外壁が撤去された状態では、耐力が確保されていないことや災害復旧事業で改修したとしても安全が確保できる状況ではないことが確認された。 5 月 7 日、県の担当者に確認したところ、災害として決定した部分以外は災害による損傷と見受けられないので、災害復旧事業は認められないとの回答があった。 また、文部科学省補助事業は該当すると思われるが、平成 24 年度予算での採択は困難であるとの回答があった。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	66	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港環境整備事業)		事業番号	C-1-3
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県	
総交付対象事業費		66,000 (千円)	全体事業費		891,000 (千円)	
事業概要						
東日本大震災の津波により、松川浦漁港においては岸壁や防波堤等の漁港施設とともに、漁港区域内にある漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。特に、松川浦漁港では今回の地震により H=80 c m の沈下が発生しており、漁港施設全体を嵩上げ復旧する必要がある。同様に環境施設においても周辺より低いままの利用では浸水による被害が懸念されることから、施設の復旧が必要不可欠であり、県立自然公園に隣接する環境施設であることから、漁業関係者をはじめとする利用者及び周辺の観光業者はその実施を強く求めている。一刻も早い漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。 【松川浦漁港 漁港環境施設・改修 (緑地・便所・休憩所等) N=1 式】						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 測量・調査・設計 (広場、駐車場、照明、植栽、便所、海浜等測量設計) <平成 26 年度> 本工事 (広場、駐車場、照明、植栽、その他施設工事) <平成 27 年度> 本工事 (広場、駐車場、照明、植栽、その他施設、便所、海浜工事)						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災での地震・津波により、前面の岸壁や防波堤の漁港施設はもとより、周辺の緑地や便所等の漁港環境施設においても甚大な被害を被った。 【松川浦地区の被害状況】 松川浦地区では、津波により、漁港施設及び漁業集落が浸水区域となった。 相馬市全体として全壊が 1, 0 8 7 棟となっており、うち津波による流出が 7 7 2 棟であった。						
関連する災害復旧事業の概要						
①前面の岸壁・防波堤等の漁港施設 : 漁港災害復旧工事 (県施工) ②水産業共同利用施設 : 水産業共同利用施設復興整備事業 (市施工)						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	67	事業名	漁港環境整備事業 (農山漁村地域復興基盤総合整備事業)		事業番号	C-1-3-1
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県	
総交付対象事業費		20,000 (千円)	全体事業費		302,000 (千円)	
事業概要						
東日本大震災の津波により、松川浦漁港及び松川浦漁港海岸においては漁港施設並びに防潮堤の施設とともに、漁港区域内にある漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。特に、松川浦漁港海岸では今回の地震により H=110 c m の沈下が発生しており、防潮堤及び漁港環境施設を嵩上げ復旧する必要がある。同様に環境施設に隣接した県立自然公園に整備された遊歩道においても流出・沈下により施設が浸水することから、施設の復旧が必要不可欠であり、漁業関係者をはじめとする利用者及び周辺の観光業者はその実施を強く求めている。一刻も早い漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。 【松川浦漁港 漁港環境施設・改修 (遊歩道工) N=1 式】 効果促進事業						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 測量・調査・設計 (遊歩道、その他施設詳細設計) <平成 26 年度> 本工事 (遊歩道、その他施設工事) <平成 27 年度> 本工事 (遊歩道、その他施設工事)						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災での地震・津波により、前面の海岸防潮堤はもとより、周辺の緑地や便所等の漁港環境施設においても甚大な被害を被った。 【松川浦地区の被害状況】 松川浦内では、津波により、青海苔養殖場に甚大な被害があった。 松川浦地区では、津波により、漁港施設及び漁業集落が浸水区域となった。 相馬市全体として全壊が 1, 0 8 7 棟となっており、うち津波による流出が 7 7 2 棟であった。						
関連する災害復旧事業の概要						
①前面の海岸防潮堤 : 漁港海岸災害復旧工事 (県施工) ②水産業共同利用施設: 水産業共同利用施設復興整備事業 (市施工)						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	68	事業名	災害公営住宅整備事業（刈敷田地区）	事業番号	D-4-6
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		1,952,323（千円）	全体事業費		1,952,323（千円）
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（刈敷田地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 刈敷田地区 災害公営住宅戸建 70 棟、アパートタイプ 3 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 25 年度> 刈敷田地区災害公営住宅建設工事（アパートタイプ） 1 棟 10 戸 3 棟の整備 （1 戸建住宅）70 戸の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	69	事業名	災害公営住宅整備事業（荒田地区）		事業番号	D-4-7			
交付団体			市		事業実施主体（直接/間接）			市（直接）	
総交付対象事業費			1,216,462（千円）		全体事業費			1,216,462（千円）	
事業概要									
■災害公営住宅整備事業（荒田地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 荒田地区 災害公営住宅戸建 65 棟 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)									
当面の事業概要									
<平成 24 年度～平成 26 年度> 荒田地区災害公営住宅建設工事 （1 戸建住宅）65 戸の整備									
東日本大震災の被害との関係									
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。									
関連する災害復旧事業の概要									
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設									

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	70	事業名	災害公営住宅整備事業（南ノ入地区）	事業番号	D-4-8
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		842,352（千円）	全体事業費	842,352（千円）	
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（南ノ入地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 南ノ入地区 災害公営住宅戸建 46 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度～平成 26 年度> 南ノ入地区災害公営住宅建設工事 （1 戸建住宅）46 戸の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	71	事業名	災害公営住宅整備事業（鷲山地区）	事業番号	D-4-9
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		1,809,392（千円）	全体事業費	1,809,392（千円）	
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（鷲山地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 鷲山地区 災害公営住宅戸建 89 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 25 年度> 鷲山地区災害公営住宅建設工事 （1 戸建住宅）89 戸の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	72	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （細田地区）	事業番号	D-21-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		596,000（千円）	全体事業費	4,690,000（千円）	
事業概要					
■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 対象面積 細田地区、54ha 事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水 ポンプ場及び付帯施設・設備整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備（P40） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備（P43）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き <平成 25 年度> ①ポンプ場用地等の用地買収 ②管路整備 ③仮排水 <平成 26 年度> ①管路整備 ②ポンプ場基礎工事及び上屋工事 ③仮排水 <平成 27 年度> ①機械、電気工事 ②仮排水					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。 特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。 また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。 対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。 については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	73	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （尾浜地区）	事業番号	D-21-2
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	249,000（千円）		全体事業費	2,080,000（千円）	
事業概要					
■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 対象面積 尾浜地区、26ha 事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水 ポンプ場及び付帯施設・設備整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備（P40） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備（P43）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き <平成 25 年度> ①ポンプ場用地等の用地買収 ②管路整備 ③仮排水 <平成 26 年度> ①管路整備 ②ポンプ場基礎工事及び上屋工事 ③仮排水 <平成 27 年度> ①機械、電気工事 ②仮排水					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。 特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。 また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。 対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。 については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	74	事業名	雨水排水対策事業（尾浜地区）	事業番号	D-21-2-1
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	219,500（千円）	全体事業費	491,100（千円）		
事業概要					
■雨水排水対策事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備するが、雨水排水区域の規模縮小を図るための道路嵩上げの背後地の盛土及び家屋の嵩上げ等を実施する。 ▽事業量 対象面積 尾浜地区、3ha 事業内容：民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用 ▼位置付け 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備（P40） 〔相馬市復興計画（Ver1.2）〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備（P43）					
当面の事業概要					
<平成 25 年度～平成 27 年度> ①民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。 特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。 また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。 対策として下水道による強制排水を行うことを考えていたが、対象範囲が広く、かつ事業費が大きくなるため、一部区域を盛土による嵩上げを行うことによって、経費を抑えることができ、より効果的な対策が講じられる。 については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設と併せて民地、道路の嵩上げを行い、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-21-2				
事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）（尾浜地区）				
交付団体	相馬市				
基幹事業との関連性					
嵩上げによる排水区域の規模を縮小化することで下水道事業の事業費削減を図る。					

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	75	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （岩子地区）	事業番号	D－2 1－3
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	175,100（千円）		全体事業費	1,615,000（千円）	
事業概要					
■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 対象面積 岩子地区、7ha 事業内容：ポンプ場用地買収 管路整備 ポンプ場及び付帯施設・設備整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き <平成 25 年度> ①ポンプ場用地等の用地買収 ②管路整備 <平成 26 年度> ①管路整備 ②ポンプ場基礎工事及び上屋工事 <平成 27 年度> ①機械、電気工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。 特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。 また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。 対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。 については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	76	事業名	雨水排水対策事業（岩子地区）	事業番号	D-21-3-1
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	57,500（千円）	全体事業費	191,000（千円）		
事業概要					
■雨水排水対策事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備するが、雨水排水区域の規模縮小を図るための道路嵩上箇所の背後地の盛土及び家屋の嵩上げ等を実施する。 ▽事業量 対象面積 岩子地区、2ha 事業内容：民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度～平成 27 年度> ①民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。 特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。 また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。 対策として下水道による強制排水を行うことを考えていたが、対象範囲が広く、かつ事業費が大きくなるため、一部区域を盛土による嵩上げを行うことによって、経費を抑えることができ、より効果的な対策が講じられる。 については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設と併せて民地、道路の嵩上げを行い、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-21-3				
事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）（岩子地区）				
交付団体	相馬市				
基幹事業との関連性					
嵩上げによる排水区域の規模を縮小化することで下水道事業の事業費削減を図る。					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	77	事業名	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	事業番号	E-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)	
総交付対象事業費		88,012 (千円)	全体事業費	210,820 (千円)	
事業概要					
■低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業 東日本大震災における地震、津波等によって著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために、自然災害の恐れの高い土地からの住宅の移転及び被害を受けた住宅の再建に伴い、浄化槽によって排水を処理すべき区域に居住する住民に対し、その浄化槽の設置に要する費用を助成する事業を実施する。 ▽事業量 ①本事業の補助対象者 災害危険区域から区域外に移転し浄化槽を設置する者 設置基数 343基 災害危険区域以外で住宅被害が半壊以上であり、浄化槽を設置する者 設置基数 210基 ②事業費 5人槽×332千円×221基 7人槽×414千円×332基 210,820千円 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①対象者：553 世帯のうち、申請のあった者に順次補助 ②事業費 5人槽×332千円×22世帯 7人槽×414千円×32世帯 (想定) <平成 25 年度> ①対象者：553 世帯のうち、申請のあった者に順次補助 ②事業費 5人槽×332千円×76世帯 7人槽×414千円×102世帯 (想定) <平成 26 年度> ①対象者：553 世帯のうち、申請のあった者に順次補助 ②事業費 5人槽×332千円×76世帯 7人槽×414千円×102世帯 (想定) <平成 27 年度> ①対象者：553 世帯のうち、申請のあった者に順次補助 ②事業費 5人槽×332千円×47世帯 7人槽×414千円×96世帯 (想定)					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けている。 特に、建物が流出し、多くの犠牲者を出した地域においては、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」を指定している。 今後、災害の未然防止を図るため、当該災害危険区域や津波、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	